

## 研究・イノベーション学会「支部」規定

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）の支部の活動に関して、今般、その趣旨、要件、手続き等を以下のとおり明確化し、今後、運用することとする。

### 1. 支部の趣旨

支部は、特定の地域において、学会が対象とする主な分野について、例会、研究会などを開催することにより、当該地域の学会員の関心に応えるとともに、当該地域の学会員の交流、啓発の場として機能することが期待されている。支部は、その設立を希望する者が、以下の要件を了承して事務局へ申請し、総務理事会の審査を経て会長が承認したものをいうこととする。

### 2. 支部の要件と学会による支援等

#### (1) 支部の要件

- ①年間に3回以上、当該地域の学会員を対象とした研究会を開催すること（ただし、当該地域以外の学会員の参加を妨げないものとする）。この場合、③の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とする。
- ②学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告する。
- ③支部活動への学会員の参加費は、学会会費以外は無料とする（ただし、実費相当の資料代等を徴収することは可とする）。

#### (2) 支部の存続年限

支部の存続期限は特に限定しない。ただし、研究会開催回数が年間2回以下になるなど、活発な活動が行われなくなったと総務理事会が判断した場合は、学会支部の名称を用いての活動は中止となる。

#### (3) 学会による支援

- ①支部は、その活動にあたって、研究・イノベーション学会支部の名称を用いることができる。
- ②支部活動の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができる。
- ③希望する支部に対して、所属学会員数を勘案し、支部活動費の支援を行う。（活動費の金額については、支部の規模・活動内容に基づいて事務局担当理事と総務理事会で決定する）。この場合、支部長・幹事を中心に支部・分科会・研究懇談会支出ガイドラインに沿って経理を適切に管理する。なお、この支援金額は会計年度ごとに見直される場合がある。
- ④総会において支部の活動を紹介する。

### 3. 手続き

支部の設立を新たに希望する者は、以下の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出する。

- ① 支部の名称、対象とする地域
- ② 支部設立の目的
- ③ 支部長1名以上（学会員に限る）、幹事1名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先
- ④ 支部の設立を求める学会員の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等。支部設立に必要な署名人の数は、原則として、対象とする地域に自宅あるいは職場のある個人会員の半数以上（ただし、対象とする地域の個人会員数が40名以下の場合は、20名以上）とする。署名人のうち半数以上は、対象とする地域外の個人会員、あるいは法人会員の正登録者であってもかまわない。

支部長又は幹事が交代する場合は、学会事務局に連絡する。

#### (2) 支部の廃止

支部の廃止を支部長及び幹事が希望する場合は、支部長及び幹事が連名で理由書を学会事務局に提出し、総務理事会の審査を経て会長の承認を得ることとする。

### 4. 現在活動中の支部の扱い

現在活動中の支部については活動を継続し、上記2. 及び3.（支部の名称、目的を変更する場合。支部長又は幹事が交代する場合に係るもの）の定めるところに沿うこととする。

なお、既存の支部名称及び目的は、別紙のとおり。

### 5. その他

本文書に記載のない事項については、事務局担当理事及び総務理事会において適宜定める。

※2011年10月総会決定

※2015年9月理事会決定、同年10月総会報告

※2018年10月理事会決定、同年10月総会報告

※2021年10月理事会決定、同年10月総会報告

(別紙) 支部の現状

□関西支部

支部長 大槻眞一 / 副支部長 西原一嘉

英国のEU離脱、中国経済の急減速など国際的な経済環境に厳しさが増す中、我が国のイノベーションと地域創生は喫緊の課題です。関西支部は、このイノベーションと地域創生を本年度の研究活動の主テーマと定め、ほぼ毎月により講演会、見学会、総合討論会、交流会を実施しています。

□九州・中国支部

支部長 永田晃也 / 幹事 木村友久, 小林俊哉, 谷川 徹, 藤本武士, 牧田正裕

西日本地域に在住の学会員が中心となり、地域外からも講演者を招いて定期的に研究会を開催しています。研究会のテーマは、イノベーション・マネジメントと科学技術政策に関わる広範なトピックに及んでいます。

(学会ホームページより)